

「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案」  
(いわゆる「カジノ解禁推進法案」)に反対する会長声明

1 はじめに

昨年12月、国際観光産業振興議員連盟(通称「IR議連」)に所属する有志議員が「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案」(以下「カジノ解禁推進法案」という。)を提出した。先の通常国会で継続審議となり、今後、秋の臨時国会で成立する可能性もあるところである。

2 法案の概要

カジノ解禁推進法案は、刑法第185条及び第186条で処罰の対象とされている「賭博」に該当するカジノについて、一定の条件の下に設置を認めるために必要な措置を講じるとするものである。

カジノを推進する立場からは、カジノ施設を含む特定複合観光施設やその設置区域の整備によって、観光、地域経済の振興、雇用の拡大、財政改善等のプラスの効果があると主張されている。

3 カジノ解禁推進法案の問題点

(1) 暴力団対策上の問題

暴力団排除条例の全都道府県での施行等によって、暴力団の資金源は逼迫しつつある。そこで、暴力団が、資金獲得のため、カジノへの関与に強い意欲を持つことは容易に想定される。暴力団が事業主体となり得なくとも、例えばカジノ利用者をターゲットとしたヤミ金融、カジノ利用を制限された者を対象とした闇カジノの運営、VIP顧客送客に伴う紹介料徴収等、カジノ事業周辺領域での活動に参入し、資金を獲得する可能性がある。

また、暴力団が関与することで、襲撃やけん銃発砲等の威力を行使する自体も懸念され、カジノの従業員や利用客に被害が及ぶ危険性もある。

さらに、カジノの健全な運営を確保するためには、カジノ入場者からの暴力団排除も不可避であるが、暴力団の潜在化傾向に鑑みれば、入口でどこまでチェックできるのか疑問も残る。

(2) マネー・ローンダリング対策上の問題

我が国も加盟している、マネー・ローンダリング対策・テロ資金供与対策の政府間会合であるFATF(Financial Action Task Force:金融活動作業部会)の勧告において、カジノ事業者はマネー・ローンダリングに利

用されるおそれの高い非金融業者として指定されている。

我が国にカジノを設けた場合、仮にカジノ事業者に対して、犯罪による収益の移転の防止に関する法律に基づく、取引時確認、記録の作成・保存、疑わしい取引の届出を求めたとしても、こうしたマネー・ローンダリングを完全に防ぐことができるとは考えられない。

### (3) 経済効果への疑問

カジノ推進の立法目的に経済の活性化が掲げられているが、その経済効果は、十分な検証の上に評価されるべきである。韓国、米国等ではカジノ設置自治体の人口が減少したり、また、多額の損失を被ったという調査結果も存在する。

地域経済自体がカジノ依存体質に陥れば、将来的なカジノからの脱却はおろか、副次的弊害を押さえ込むためにカジノ規制が必要となった場合でも、自治体財政を脅かす行為として忌避されてしまいかねない。

経済効果についてはプラス面のみが喧伝され、経済的なマイナス要因の可能性について、客観的な検証はほとんどなされていない。

### (4) ギャンブル依存症・多重債務者の増大

そして、ギャンブル依存症の問題はいつそう深刻である。ギャンブル依存症は、いったん発症すると治療が非常に困難な疾患であり、ギャンブル依存症から多重債務に陥り、犯罪や自殺に至る者も少なくない。

我が国は、ギャンブル依存症の患者数が推定で560万人以上と見られるところ、この上さらにカジノを解禁すれば、ギャンブル依存症患者が増加することが強く懸念される。

2006年の貸金業法改正等、官民一体となって取り組まれてきた一連の多重債務者対策によって、この間、多重債務者が激減し、結果として、破産者等の経済的に破綻する者、また、経済的理由によって自殺する者も減少してきた。カジノの合法化は、これら一連の対策に逆行して、多重債務者を再び増やす結果をもたらす可能性がある。

### (5) 青少年の健全育成への悪影響

合法的賭博が拡大することによる青少年の健全育成への悪影響も座視できない。とりわけ、IR方式（カジノが、会議場、レクリエーション、宿泊施設その他と一体となって設置される方式）は、家族で出かける先に賭博場が存在する方式であるから、青少年らが賭博に対する抵抗感を喪失し

たまま成長することになりかねない。

#### 4 結論

以上のとおり，カジノ解禁推進法案が成立すれば，刑事罰をもって賭博を禁止してきた立法趣旨が損なわれ，上記3で指摘したような様々な弊害をもたらすことが大いに懸念される。

よって，当会は，カジノ解禁推進法案に強く反対の意見を表明し，カジノ解禁推進法案の廃案を求めるものである。

2014年（平成26年）9月8日

青森県弁護士会

会 長 源 新 明